

## 中川原終末処理場跡地の土壤汚染について

令和4年11月24日  
上下水道局

### 1 趣旨

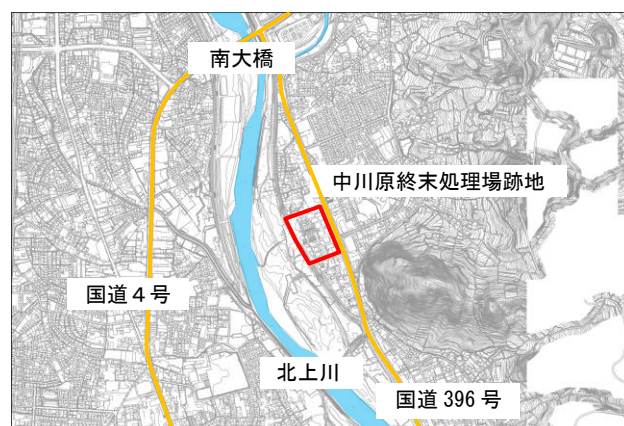
市が供用を廃止した中川原終末処理場跡地において、土壤汚染が確認された。今後、土壤汚染対策法に則り追加の調査を実施するため、報告するもの。

- 2 所在地等 盛岡市東安庭二丁目8番3号  
中川原終末処理場跡地（現中川原簡易水処理施設）  
供用廃止：平成25年3月

位置図

### 3 経過

市は中川原終末処理場跡地の再利用計画を検討するに当たり、令和4年7月20日～10月31日の期間で当該地の土壤汚染状況調査を行った。結果、土地の一部において砒素、水銀及び鉛の基準超過が認められた。



### 4 調査結果

敷地内223箇所を調査したところ、北上川付近において、次のとおり検出が確認された。

- (1) 砒素 6箇所で基準（0.01mg/L以下）を超える0.013～0.019mg/Lの土壤溶出量を検出
- (2) 水銀 2箇所で基準（0.0005mg/L以下）を超える0.0010～0.0019mg/Lの土壤溶出量を検出
- (3) 鉛 1箇所で基準（0.01mg/L以下）を超える0.016mg/Lの土壤溶出量を検出  
また、1箇所で基準（150mg/kg以下）を超える260mg/kgの土壤含有量を検出

### 5 周辺住民への影響

土壤溶出量の基準値超過が確認されたことから、土壤汚染対策法ガイドラインに基づき、土壤汚染が確認された箇所から概ね250mの範囲にある住宅約200戸の飲用井戸の有無を個別調査し、飲用が確認された4戸の井戸水について水質検査を行ったが、汚染物質は検出されなかった。

### 6 今後の対応

- (1) 土壤汚染対策法を所管する市環境部に法第14条の規定に基づく汚染区域の指定申請を行う。
- (2) 現時点では、当該土壤汚染の原因は不明である。今後、土地利用の履歴等の情報収集により汚染原因の特定に努め、対策について検討を進める。